

手続きチェックシート 転居

福智町内で引越しされた方へ

転居届

住み始めた日から **14 日以内**に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類（有効期限内のもの）

役場で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など



- ・資格確認書（保険証）
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転居

※代表的な手続きを記載しているため、世帯の状況によっては追加の手続きが必要になる場合があります

※税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード (暗証番号の入力があります)		住民課 窓口係	
	申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、 新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードを ご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は 受付窓口でご相談ください			
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります				

※各種保険証・受給者証・認定証等は、**後日郵送**となる場合があります

保険 年金	国民健康保険に加入している方	住所変更の届出	資格確認書		保険健康課 保険医療係	
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 →各種認定証をお持ちの方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付 新しい認定証の交付	旧住所の後期高齢者医療資格確認書 もしくはマイナンバーカード 旧住所の特定疾病療養受療証など			
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	※日本年金機構にマイナンバーを収録 していない方のみ窓口でご相談くだ さい			
	介護保険証をお持ちの方 (65 歳以上または要介護認定を受けている方) →世帯構成に変更がある方で、限度額認定の要件を満たす方	・介護保険証の住所変更 (保険証は後日郵送) ・介護保険資格者証の交付 (要介護認定を受けている方) 限度額認定申請	介護保険証 ※受付窓口でご相談ください			
障がい	障がいをお持ちの方	各種手帳や医療証の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療		福祉課 障がい者支援係	

障がい	重度障がい者医療証をお持ちの方	住所変更 ※変更届の提出が必要	重度障がい者医療証 ※認印が必要な場合があります		保険健康課 保険医療係	
	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転校手続き	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記書類と入学通知書を学校へ提出		学校教育課 学校教育係	
こども	児童手当を受給している方 (0歳～高校生)	住所変更	子どものマイナンバーのわかる書 類、または子どもの世帯全員が記 載された住民票		こども課 こども支援係	
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	(子どもと別居しているとき) ※公務員世帯の方は、勤務先へ 申請してください			
	子ども医療証をお持ちの方 (0歳～中学生)	子ども医療証の住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療証 ※認印が必要な場合があります		保険健康課 保険医療係	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更			こども課こども支援係	
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		こども課こども支援係	
	特別児童扶養手当を受給している方	ひとり親家庭等医療証の住所変更 ※変更届の提出が必要	ひとり親家庭等医療証 ※同意書や認印が必要な場合があります		保険健康課 保険医療係	
税・料金	水道を使用する方、または使用をやめる方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		こども課こども支援係	
	公共浄化槽を使用する方、または使用をやめる方 ※赤池地区の一部・東ヶ丘地区の汚水処理施設を使用している方のみ	使用開始申込み及び中止届	田川広域水道企業団または インターネットで手続きできます		田川広域水道企業団 0947-23-2171	
	税や料金等の納付について相談される方	使用開始申込み及び廃止の手続き	使用料支払方法を口座引き落としに する場合は、銀行印と通帳		住民課環境衛生係	
その他	町営住宅を退去する方 または町営住宅に同居する方	納付相談			税務課	
	町営住宅を退去する方	町営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要で 受付窓口でご相談ください		住宅課 公営住宅係	
	また町営住宅に同居する方	町営住宅の同居手続き				
	ごみの出し方のご案内	(ごみの出し方パンフレット)	※受付窓口でご相談ください		住民課 環境衛生係	
	し尿に関するご案内					
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	※予約制(粗大ごみ専用シールが必要)			



福智町役場

〒822-1292 福智町金田 937-2

役場代表電話
0947-22-0555

開庁時間 あさ 8 時 30 分 ～ 夕方 5 時 15 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

公式ホームページ



公式 LINE

